

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所

### 令和6年度「京都市産業技術研究所 PR 動画制作業務」の委託に関する提案 募集要項

#### 1 業務の名称

令和6年度 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 PR 動画制作業務

#### 2 業務の目的及び募集趣旨

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下、産技研という。）では、これまでウェブサイト、SNS、広報誌「京都市産業技術研究所 magazine」、研究所パンフレット等の広報媒体を活用し、産技研の研究成果や支援メニュー等の情報発信を行ってきたが、一般市民や業界団体、とくに重要なステークホルダーである市内のものづくり系中小企業及び個人事業主からの認知度はまだ低く、その向上が課題となっている。

既存顧客のみならず、これまで産技研を利用したことがない事業者並びに産業支援機関や経済団体等から京都の産業界にとって不可欠であるとの信頼を獲得していくため、今後は、よりステークホルダーを意識した戦略的な広報活動を展開していくことが必要不可欠である。

そこで、産技研をPRする動画を制作し、効果的に活用することで、産技研自らの発信力を強化・徹底し「伝える力」を高め、産技研の取組の「見える化」を図るとともに、産技研が担う役割や取組へのステークホルダーの理解を深めることにより、産技研の技術シーズや研究成果の技術移転・社会実装の推進に貢献する。

#### 3 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

(1) 業務形態

委託業務とする。

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

・令和6年度地方独立行政法人京都市産業技術研究所 PR 動画制作業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 委託金額の上限

988千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払い条件

仕様書に記載

#### 4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 本委託事業は、上記「2 業務の目的及び募集趣旨」を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市の競争入札参加資格を有すること。左記資格を有しない場合は、申立書の他、契約締結までに産業技術研究所が指定する証明書類等を提出すること。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内で企業・プロジェクト等のPR動画の制作について実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。ただし、協力企業の実績も含む。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては当該許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

#### 5 全体スケジュール及び応募書類の提出

- (1) 本プロポーザルにおける実施スケジュール及び応募書類は以下のとおり。

項目	期間	備考
① プロポーザル募集開始	令和6年7月1日(月)	産業技術研究所ウェブサイトにて公表。
② プロポーザル参加表明書等の提出締切	<u>令和6年7月4日(木)</u> <u>午後5時まで</u>	提出書類※電子メールで提出。 ・プロポーザル参加表明書【様式1】 ・守秘義務に係る誓約書【様式2】 ・参加者情報確認書【様式3】 ・参加資格確認書(業務実績一覧)【様式4】 京都市の競争入札参加資格を有しない場合は、以下の資料を提出。 ・申立書【様式9】、
③ 参考資料の配布	参加表明書受理後～ 令和6年7月5日(金)	参加表明書受理後、参加資格があると認められた事業者に対し、電子メールによ

		り送付。(参加表明書記載のアドレスに送付)
④ 質問受付期間	参加表明書提出 ～ 7月8日(月) 午後5時まで(必着)	質問票【様式7】により電子メールで提出。 (参加表明書記載のアドレスにより提出、返信も同アドレスに通知)
⑤ 質問の回答	令和6年7月10日(水) 午後5時まで	参加表明書を受け付けた事業者全員に対し電子メールで回答。
⑥ 辞退届提出期限	令和6年7月12日(金)	・辞退届【様式8】と受領した参考資料について破棄したことが確認できるものを産業技術研究所受付に提出。
⑦ 企画提案書等の提出締切	令和6年7月16日(火) 午後5時まで	提出書類※電子メールで提出。 ・企画提案書(表紙のみ【様式5】を使用。A4、両面印刷。) ・業務実施体制【様式6又は任意】 プロジェクト体制図及び要員一覧等を作成し、各要員の役割分担を明確にすること。 ・見積書【様式任意】 ・業務スケジュール【様式任意】 ・その他提出資料【様式任意】 サンプル動画(過去の制作事例等) ※URLを添付すること。
⑧ 書面審査	令和6年7月26日(金)	電子メールにて結果回答
⑨ 提案説明会	令和6年8月1日(木)・ 2日(金)	プレゼンテーション、説明など
⑩ 選定結果通知	令和6年8月8日(木)	電子メール(産業技術研究所ウェブサイトにも公表)
⑪ 契約交渉・決定・契約締結	令和6年8月9日(金) ～令和6年8月30日(金)	詳細内容確認、契約締結

## (2) 提出方法

企画提案書は電子メールにより提出するものとする。電子メール開封確認を設定するか、送信後電話して受領の確認を行うこと。添付ファイルが電子メールの容量を超えるものについては「ギガファイル便」を使用して送付すること。

## (3) 参考資料の配布について

参加表明書受理後、参加資格があると認めた事業者に対し、以下の資料をメールに送付する。

【参考資料2】VI ガイドライン 一式

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 質問期限

令和6年7月8日(月)午後5時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とし、質問票【様式7】により電子メールで提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ウ 回答方法

期限内に受けた質問への回答については、参加表明書の提出があった者全員に対し、質問事項及びその回答を順次電子メールで通知する。

(5) 提出先及び問合せ先

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

研究室 知恵産業融合センター(担当:松原、竹浪、稲田)

〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町9-1番地

電話 075-326-6100(平日午前8時30分~12時、午後1時~5時)

FAX 075-326-6200

アドレス: info\_chie@tc-kyoto.or.jp

(6) 注意事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。その場合は、別途通知するものとする。

①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

①すべての提出書類の作成・提出に係る費用は提案者の負担とする。

②提出された企画提案書は、受託者の選定以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

③提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤すべての提出書類は返却しない。

⑥産技研から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

## 6 提案説明会（企画提案書に関するプレゼンテーション）

提出された企画提案書等の内容について、書面審査を通過した提案者による説明会を次のとおり実施する。

### (1) 実施時間及び実施場所

日時：令和6年8月1日（木）及び2日（金）のいずれか

※時間については、別途通知。

場所：京都市産業技術研究所

### (2) 注意事項等

ア 企画提案書の説明（プレゼンテーション）は、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ 各提案者の全体の持ち時間は50分以内とし、企画提案の説明時間は30分程度、選定委員会からの質問及びその回答時間は20分程度とする。

ウ 説明会に参加しなかった提案者は失格とする。

エ 説明方法はパソコンを用いたプレゼンとする。条件は以下のとおり。

- ・プレゼン時に使用するPCは提案者が準備すること。
- ・使用するPCの台数について制限はないが、プロジェクタに接続できるのは1台とする。必要に応じて使用時に接続を変更すること。
- ・使用する電源、プロジェクタは研究所で準備します。（プロジェクタの解像度は1024×768～1920×1080、使用時は1920×1080を推奨。）
- ・プロジェクタへの接続はアナログRGB（D-Sub 15Pin）、HDMIの2種。
- ・ネットワーク接続（インターネット）が必要な場合は提案者が準備すること。研究所のネットワークは使用できません。

オ 説明会について参加者は5名を上限とする。それを超える場合は、前日までに研究所担当に確認すること。

## 7 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

第一次審査は書面審査とし、産技研が設置する検討組織において審査を行う。応募事業者が1事業者であった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の事業者から応募があった場合と同様に審査を行う。

第一次審査を通過した者について、提出された企画提案書及び企画内容の提案説明会（プレゼンテーション）を開催し、産技研が設置する選定委員会において審査を行い、

受託候補者を選定する。

選定委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

選定委員会は、主に「委託候補者評価基準」に掲げる項目に基づき提案内容を評価し、点数をつけ、合計点数の最も高い者を第一交渉権者とする。応募事業者が1事業者のみでも審査を実施する。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、産技研が受託候補者を決定する。

(4) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(5) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、決定した事業者を産業技術研究所ウェブサイトにて公表する。

(6) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で協議の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託者の提案書の内容を踏襲するものとする。